平成２３年（フ）第２７３号
千葉県成田市郷部591番地１　ソフィテル５号館505号室
債務者　村田　隆子
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第２８２号
千葉県八街市八街に218番地12
債務者　高木　清和
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第２９１号
千葉県白井市堀込１丁目６番１棟303号
債務者　渡辺　裕也
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第２９２号
千葉県八街市朝日118番地40
債務者　木村　友治
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第２９４号
千葉県佐倉市弥勒町152番地１　らんがく二番館208
債務者　長谷川清三
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第３００号
千葉県印西市小林1606番地51
債務者　片岡　芳和
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１０８号
千葉県木更津市中央３丁目６番19号
債務者　鈴木　香織（旧姓峯岸）
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第１２０号
千葉県君津市浦田924番地
債務者　植村　知己
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第１２２号
千葉県木更津市東太田３丁目２番８号
債務者　岩島　國吉
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第１２３号
千葉県木更津市東太田３丁目２番８号
債務者　岩島　玉枝
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第１２４号
千葉県木更津市東太田３丁目２番８号
債務者　岩島　潤一
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第１２８号
千葉県袖ケ浦市吉野田113番地
債務者　石井　俊江
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第１３０号
千葉県木更津市潮浜２丁目１番地15　飛鳥ハウス潮浜
債務者　岩間　吉宏
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第１３３号
千葉県君津市西坂田２丁目７番３号　103
債務者　前田　文夫
1　決定年月日時　平成23年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第４４１号
愛知県安城市浜屋町南裏31番地１　浜屋荘Ａ－３
債務者　田崎富美子
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第７７号
福岡県行橋市西泉５丁目10番58号
債務者　古賀　京子
1　決定年月日時　平成23年９月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２３年（フ）第１０２５号
埼玉県桶川市板田東３丁目９番地の１　ヴィラ香林苑西102号
債務者　鈴木　伸正
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１０７０号
さいたま市中央区新中里４丁目６番26号　リヴェール201号
債務者　矢野　敏之
1　決定年月日時　平成23年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月15日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係